

Shell Gas Engine Oil FL

シェル ガスエンジン オイル FL

— 高性能 CNG 車・LPG 車用エンジン油 —

シェル ガスエンジン オイル FL は、燃焼温度の高いガスエンジンにも十分対応できる酸化安定性が良好な長寿命タイプのガスエンジンオイルです。オイルの長寿命化により、メンテナンスコストの削減や手間の低減、廃棄物削減に貢献します。

また、シェル ガスエンジン オイル FL は、耐摩耗や酸中和性に優れているため、過酷な条件で走行する車両のエンジンを保護し、エンジン寿命を延長します。

シェル ガスエンジン オイル FL は、大型バスからタクシーまで、CNG、LPG を使用するあらゆる車両にご使用いただけます。

■シェル ガスエンジン オイル FL の特徴

1. 優れた耐摩耗により、エンジン寿命を延長します

CNG 車や LPG 車は、ストップアンドゴーが頻繁な都市部を走行している車両が多く、エンジンにとっては過酷な条件になり、摩耗の原因になります。シェル ガスエンジン オイル FL は、最適な添加剤処方により、耐摩耗性を強化し、過酷な条件下においてもエンジン各部を保護します。

2. 高温酸化安定性に優れ、粘度上昇、酸化・劣化が少なく長期間のオイル使用が可能です

高温条件下ではオイルが酸化・劣化し、粘度上昇や清浄性の低下を招き、リング膠着やベアリング破損といったエンジントラブルを起こすことがあります。シェル ガスエンジン オイル FL は、高度に精製された基油に高温でも劣化しにくい酸化防止剤が添加されており、酸化安定性が良好で、且つ耐熱性に優れたエンジンオイルです。

3. 環境にやさしいオイルです

オイル交換間隔を延長することで、廃油・廃フィルター等の廃棄物低減することができる、環境に配慮した、省資源タイプのエンジンオイルです。

4. マルチグレードタイプの 10W-30 ですから、一年を通して使用が可能です

夏冬通じて使用できる 10W-30 ですからオイルの在庫管理が楽になり、経費節減に貢献します。また、シングルグレード油に比べ、燃費改善が期待できます。

シェル ガスエンジン オイル FL 代表性状								
項目 粘度 グレード	密度 (15°C) g/cm ³	引火点 (開放式) °C	流動点 °C	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数	塩基価 mgKOH/g 過塩素酸
					@40°C	@100°C		
10W-30	0.884	220	-27.5	L4.0	70.8	11.0	146	11.2

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。(2016-01)

シェル ガスエンジン オイル FL の販売荷姿 : 200Lドラム 20L ペール缶

■使用上の留意事項

- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合があります ので、全量交換しての使用することを、おすすめします。
- ・オイル中にゴミ・ほこり・砂・水などが混入するとオイルポンプの効率を低下させたり、摩耗を促進しますので、保管・管理には充分注意してください。
- ・オイルの寿命はオイルの品質の他に、エンジン型式・オイルパン容量・オイルフィルターのタイプ・運転条件などによって異なります。オイル交換期間の設定については、弊社にご相談ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

＜＜取り扱い上の注意＞＞	
[安全対策]	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
[応急措置]	・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
[保管]	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
[廃棄]	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1